

議案第 1 号

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 25 年 2 月 20 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校管理規則（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 学期の項中「8 月 31 日」を「8 月 24 日」に改め、同
項第 2 学期の項中「9 月 1 日」を「8 月 25 日」に改める。

第 3 条第 1 項第 6 号中「8 月 31 日」を「8 月 24 日」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

新たな学習指導要領のもとにおける教育課程の質及び量を確保するとともに、各小・中学校においては、特色ある教育課程を編成し、より充実した教育活動を実施することをもって、確かな学力の向上と豊かな心の育成を図っていくため、平成 25 年度から市立小・中学校における夏季休業日を改めたいので、この案を提出する。